

広島県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年四月十五日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	竹原市新庄町字西粉谷二〇九六番地先から 東広島市河内町入野字東山二二三八番一―地先まで	令和三年四月一日